

平成26年度当初予算知事査定ヒアリング資料

部局名:健康福祉部(1月28日分)

順番	細事業名	事業費	ページ
6	少子化克服フューチャーセンター事業	3,000	50
	地域少子化対策市町強化交付金	120,000	53
	男性の育児参画普及啓発事業	4,300	55
	少子化対策総合ウェブサイト構築事業	5,926	57
7	C L M 小学校低学年版研修モデル事業	724	59
	思春期ライフプラン教育啓発パンフレット作成事業	2,921	62
	母子保健支援者育成事業	4,000	65
	妊娠出産前サポート事業	4,000	69
8	障がい者就労支援事業	5,250	72
	合 計	150,121	

平成25年度事業マネジメントシート（事務事業）

*は事務事業総括表へ反映

担当課 健康福祉部 子ども・家庭局 子どもの育ち推進課

1 事業概要

細事業名	少子化克服フューチャーセンター事業				区分 新規
施策	231	子どもの育ちを支える家庭・地域づくり			
	23102	家庭力・地域力の向上支援			
基本事業	目標項目		25年度実績値	27年度目標値	
	「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員数（累計）			1,500会員	
選択・集中 重点化施策					
根拠 (法令等)	三重県子ども条例				
予算額等	年度 平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	予算額 (千円)				
	決算額 (千円)				
事業の目的	少子化対策が重要といわれる中で、結婚や出産というのは個人の考えに基づくところであり、具体的かつ効果がすぐに現れる取組を実践するのは簡単なことではありません。このため、短期的な取組ではなく、未来志向で少子化克服ためのアイデアを検討し、実践に結びつけます。				
事業目標	多様な分野の県民の方の様々な視点で将来の少子化克服ためのアイデアを検討する交流の機会を創設します。（県内5地域×2回） また、少子化対策に関する地域のネットワークづくり、課題解決をめざします。				
前年度から の変更点					
事業の必要性と期待される効果	少子化的進展は、我が国の社会経済システムや地域のあり方に大きな影響を及ぼす社会的課題であり、「みえ県民意識調査」等によれば、さまざまな事情により結婚や子どもを持つことについて希望がかなわない現実があることが明らかになっているため、本県においても、理想と現実のギャップの要因となっている課題を解消し、県民の幸福実感を高めていくことが求められています。 このため、未来志向で少子化克服ためのアイデアを検討し、実践していくことが必要であり、行政だけでなく、様々な視野を持つ多くの分野の方の参加を得て検討していくこととします。これらの取組により、様々な主体で意識の高い方が養成され、そうした方同士のネットワークづくり促進されるとともに、有用なアイデアが、例えば地域の活動団体で少子化克服の活動に発展することも期待できます。				

2 取組詳細

取組概要	NPO、企業、学生、行政などの様々なセクターから参加者が集まり、「少子化克服のための新たなアイデア」を、未来志向で、多様な視点から考える交流の機会（フューチャーセンター）を創設します。 この機会を通じて、様々な主体がつながり、知恵を出し合うプロセスで新たなアイデアが生まれることの有用性、可能性を経験し、参加者の少子化克服に関する意識の醸成につなげるとともに、有用なアイデアの実現に向け、関係者それぞれが検討を行い、実践につなげます。
取組内容等	

1 【新規】少子化克服フューチャーセンターの運営

3,000千円（うち一般財源 0千円）

少子化克服のため、NPO、企業、学生、行政などの様々な主体から参加者が集まり、「少子化克服のための新たなアイデア」を、未来志向で、多様な視点から考える交流の機会（仮想のフューチャーセンター）を創設します。

※県内5地域×2回のフューチャーセッションの開催を予定

各地域で30名程度の参加を得ることとし、参加者が4～5名程度のグループ（グループは異なる主体（セクター）からの参加者となるよう構成）に分かれ、ファシリテーターの進行のもと、多様な視点からの意見を持ち寄って、有用なアイデアの実現に向け、関係者それぞれが検討を行い、実践につなげます。

※具体的なテーマ例：「男性の育児参画」、「家庭の絆の再生」、「結婚に必要なもの」など

3 中間進捗情報

成果と残された課題
〔下学期（翌年度）に向けた改善のポイントと取組方向〕
〔下期〕
〔翌年度〕

4 年間実施結果

取組結果

成果と残された課題

(1) 成果

(2) 課題

見直しの視点

- 事業目的の妥当性 県関与の必要性 手段の有効性 手段の効率性 緊要性
該当なし

見直しの方向

- 廃止(廃止) 廃止(民営化) 廃止(国へ移譲) 廃止(市町へ移譲) 廃止(休止)
見直し・縮小(要改善) 統合化(要改善) 終期設定(要改善) 現行通り 拡充

民間活力の活用

- 人材派遣 委託 PFI等 指定管理者制度 地方独立行政法人 現行通り

今後に向けた改善のポイントと取組方向

(1) 見直しの視点・方向、民間活力の活用の判断理由

(2) 課題への対応

平成25年度事業マネジメントシート（事務事業）

*は事務事業総括表へ反映

担当課 健康福祉部 子ども・家庭局 子どもの育ち推進課

1 事業概要

細事業名	地域少子化対策市町強化交付金			区分 新規
施策	231	子どもの育ちを支える家庭・地域づくり		
	23102	家庭力・地域力の向上支援		
基本事業	目標項目	25年度実績値	27年度目標値	
	「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員数（累計）		1,500会員	
選択・集中 重点化施策				
根拠 (法令等)	三重県子ども条例（子どもが健やかに育つことのできる地域社会の実現）			
予算額等	年度 平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	予算額 (千円)			
	決算額 (千円)			
事業の目的	国の創設する「地域少子化対策強化事業」の「地域少子化対策強化交付金」を活用して、県内の市町が、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」の先駆的な取組を行うことにより、誰もが安心して、結婚・妊娠・出産・育児ができる社会の形成に資することを目的としています。			
事業目標	県内の多くの市町において、国の創設する「地域少子化対策強化交付金」を活用して、先駆的な少子化対策に取り組みます。			
前年度からの変更点				
事業の必要性と期待される効果	<p>「地方目線」、「当事者目線」の少子化対策を進めるにあたっては、少子化対策に重要な役割を担う市町において、地域の実情に応じた対策が講じられる必要があります。</p> <p>このため、国が創設した「地域少子化対策強化交付金」を活用して、県内の市町が、財政的な理由によりこれまで取り組むことができなかつた、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」の先駆的な取組を行うことが期待されます。</p>			

2 取組詳細

取組概要	県内の市町が、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」の先駆的な取組として行う「地域少子化対策強化事業」について、国へ申請したもののうち、国から交付決定を受けた「地域少子化対策強化交付金」を、県から市町へ交付します。
------	---

取組内容等

1 【新規】地域少子化対策強化交付金 120,000千円（うち一般財源 0千円）

県内の市町が、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」の先駆的な取組として行う「地域少子化対策強化事業」について、国から交付決定を受けた「地域少子化対策強化交付金」を、県から市町へ交付します。

※1市町あたり 8,000千円（上限額）。15市町への交付を想定

平成25年度事業マネジメントシート（事務事業）

*は事務事業総括表へ反映

担当課 健康福祉部 子ども・家庭局 子どもの育ち推進課

1. 事業概要

細事業名	男性の育児参画普及啓発事業			区分 新規
施策	231	子どもの育ちを支える家庭・地域づくり		
	23102	家庭力・地域力の向上支援		
基本事業	目標項目		25年度実績値	27年度目標値
	'みえ次世代育成応援ネットワーク'会員数（累計）			1,500会員
選択・集中 重点化施策				
根拠 (法令等)	三重県子ども条例 次世代育成支援対策推進法			
予算額等	年度 平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	予算額 (千円)			
	決算額 (千円)			
事業の目的	平成26年度に開催される「ファザーリング全国フォーラム in みえ」で高める機運をさらに地域での実践につなげていくことが必要ですが、男性の育児参画の普及・啓発を牽引できる人材が不足しています。 このため、育児参画する男性(イクメン)を増加させるとともに、子育てしやすい地域社会づくりを目的とします。 また、新聞媒体により、男性の育児参画に関する意識の醸成をめざします。			
事業目標	男性の育児参画の普及・啓発を牽引できる人材（イクメンアドバイザー）の養成を図ります。（10名） 養成したイクメンアドバイザーが、男性の育児参画啓発冊子作成の監修をしたり、市町や企業の要請に応じたイクメン講座や男性の育児参画フォーラムを通じ地域の牽引者として男性の育児参画の普及を実践できるよう進めます。 また、新聞媒体により、県民に直接啓発を図ります。（男性の育児参画推進事業実施市町9市町→18市町への増加）			
前年度から の変更点				
事業の必要性と期待される効果	第2子以降の出生には男性の育児参画が影響する（女性の育児負担における心理的な孤立感をなくすことができるなど）ともいわれており、安心して子供を産み育てるためには、男性の育児参画が重要です。一方、先進諸国と比較して、まだ男性の育児参画は進んでお			

	<p>らず、男性の育児参画の機運を醸成するとともに、地域で男性の育児参画を牽引できる人材の育成が必要です。</p> <p>男性の育児参画が進むことにより、安心して子どもを産み育てられる地域社会づくりが進むものと期待しています。</p>
--	---

2 取組詳細

取組概要	地域での男性の育児参画の普及を図るため、男性の育児参画を牽引できるイクメンアドバイザーを養成や、新聞媒体による男性の育児参画に関する県民向けの啓発を実施します。
	取組内容等

(1) 【新規】イクメンアドバイザーの養成 1,500千円 (うち一般財源 0千円)

男性の育児参画についてアドバイス等ができ、地域で男性の育児参画を牽引できる人材（イクメンアドバイザー）を養成し、養成した人材を活用した市町、企業等の男性の育児参画セミナーを通じ男性の育児参画の普及を促進します。

特に市町が積極的に育児参画に関して取り組めるよう、男性の育児参画に関する市町検討会を開催し、市町における男性の育児参画普及の促進を図ります。

(2) 【新規】PR紙面による広報活動 2,800千円 (うち一般財源 0千円)

知事と県内有識者との対談記事などを通して、子育てにやさしい県内企業の取組や輝いている子育て男性の姿などを情報提供し、男性の育児参画に関する意識の醸成を図ります。

平成25年度事業マネジメントシート（事務事業）

*は事務事業総括表へ反映

担当課 健康福祉部 子ども・家庭局 子どもの育ち推進課

1 事業概要

細事業名	少子化対策総合ウェブサイト構築事業			区分 新規
施策	231	子どもの育ちを支える家庭・地域づくり		
	23102	家庭力・地域力の向上支援		
基本事業	目標項目	25年度実績値	27年度目標値	
	「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員数（累計）		1,500会員	
選択・集中 重点化施策				
根拠 (法令等)	三重県子ども条例			
予算額等	年度 平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	予算額 (千円)			
	決算額 (千円)			
事業の目的	結婚・妊娠・出産から子育てに関する情報等をまとめたスマートフォン向け総合情報サイトおよびPC向け総合情報サイトを構築し、結婚したい人、子どもを産みたい人、育てたい人などの利便性の向上等を目的とします。			
事業目標	結婚・妊娠・出産から子育てに関する情報等が、急速に普及しているスマートフォンで手軽にアクセスできるサイトと旧来のPC向けサイトを構築することにより、県を始めとする多様な主体の取組について情報発信し、求められる情報が的確に伝わることを目指します。			
前年度からの変更点				
事業の必要性と期待される効果	県民と一緒にした少子化対策の機運の醸成のためには、県を始めとする多様な主体の少子化対策に関する取組について情報発信するとともに、県民が求める情報が的確に届けられる仕組みが必要であり、そのためには旧来のPC向けサイトに加え効率性、迅速性から、スマートフォンのような携帯型タブレットによる情報発信が有効になってきています。県民に少子化対策に関する情報が的確に伝わり、結婚したい人、子どもを産みたい人、育てたい人などの利便性が向上するとともに、県民がサイトの情報をもとに子育て家庭を支える取組に参加する機会を生むなど、少子化対策に関する機運の醸成とともに、子どもを産み、育てやすい地域社会の創造が進展することが期待されます。			

2 取組詳細

取組概要	結婚したい人、子どもを産みたい人、育てたい人など利用者が利用しやすいように、結婚・妊娠・出産から子育てに関する情報等をまとめたスマートフォン向け総合情報サイトおよびP C向け総合情報サイトを構築します。
取組内容等	

1 【新規】少子化対策総合ウェブサイトの構築 5, 926千円（うち一般財源 0千円）

結婚したい人、子どもを産みたい人、育てたい人などが利用しやすいような結婚・妊娠・出産から子育てに関する情報等をまとめたスマートフォン向け総合情報サイトおよびP C向け総合情報サイトを構築します。（なお、結婚に関する部分は別ポータルサイトとのリンク対応になります。）

【情報提供内容】

- ・妊娠・出産支援情報（妊娠・出産に関する医学的な情報を含む）
- ・思春期ライフプラン教育に関する情報
- ・子育て支援に関する情報（男性の育児参画を含む）
- ・県民運動に関するP R
- ・多様な主体の取組情報 など

平成25年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課

1 事業概要

細事業名	C L M小学校低学年版研修モデル事業				区分 新
施策	232	子育て支援策の推進			
	23203	ひとり親家庭等の自立の支援			
基本事業	目標項目		前年度現状値	27年度目標値	
	ひとり親家庭情報交換会参加者数（累計）		1,000人	1,000人	
選択・集中 重点化施策					
根拠 (法令等)	発達障害者支援法				
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	予算額				
	決算額				
事業の目的	少子化が進展する中、市町の小中学校の通常学級には、6.5%の発達の気になる子どもがいるなど小学校における気になる子への支援ニーズが高まる中、就学前から就学後への適切な支援の引き継ぎが重要となっています。				
	こうしたことから、子育て支援の観点から成長段階に応じたとぎれのない総合的な支援を行うため、小児心療センターあすなろ学園で進めている幼児期の発達チェックリスト(C LM : check list in Mie)と個別の指導計画について、小学校に引き継ぎ、幼児期からの途切れのない支援を小学校に継続していくことをめざします。				
事業目標	小学校の教員向けにC LMと個別の指導計画の研修について、モデル的に実施します。 ・低学年C LM実習（研修） 3回実施				
前年度から の変更点					
事業の必要性と期待される効果	子どもや保護者にとって、早期に専門的な支援が途切れなく受けられるためには、就学前から就学後へと適切な支援が引き継がれていくことが重要です。 小学校において継続した早期支援が行われることで、子どもの集団生活での問題行動の軽減、自尊感情の向上などにより、問題の複雑化や長期化が回避され、二次的な問題の予防とともに、適切なクラス運営等の環境整備が進むことが期待されます。また、教員の支援スキルの向上が図られることが期待されます。				

2 取組詳細

取組概要	現在、3歳児から5歳児の発達の気になる子を対象に行っている早期支援のためのツール(CLM)と個別の指導計画について、支援ニーズが高まっている小学校においても、幼児期からの支援を途切れなく継続することが求められるため、教員向け研修をモデル的に実施します。
取組内容等	

【新規】 CLM小学校低学年版研修モデル事業

724千円

現在、3歳児から5歳児の発達の気になる子を対象に行っている早期支援のためのツール(CLM)と個別の指導計画について、気になる子の支援ニーズが高まっている小学校においても、幼児期からの支援を途切れなく継続する必要があります。

そのため、CLMを小学校低学年に広めるために、今回委託により、教員向け研修をモデル的に実施し、研修及び研修後の効果を把握し、その後の取組に活かしていくこととします。

対象：小学校教員、特別支援学校教員（1回につき30人程度を対象）

- ① 目利き腕利き講座 3回
- ② 4～5歳児用CLM実習 3回
- ③ 低学年CLM実習 3回 (①②の修了者を対象)

3 中間進捗情報

取組概要	
下半期（翌年度）に向けた改善のポイントと取組方向	
〔下半期〕	
〔翌年度〕	

4 年間実施結果

取組結果	

成果と残された課題

(1) 成果

(2) 課題

見直しの視点

- 事業目的の妥当性 県関与の必要性 手段の有効性 手段の効率性 緊要性
該当なし

見直しの方向

- 廃止(廃止) 廃止(民営化) 廃止(国へ移譲) 廃止(市町へ移譲) 廃止(休止)
見直し・縮小(要改善) 統合化(要改善) 終期設定(要改善) 現行通り 拡充

民間活力の活用

- 人材派遣 委託 PFI等 指定管理者制度 地方独立行政法人 現行通り

今後に向けた改善のポイントと取組方向

(1) 見直しの視点・方向、民間活力の活用の判断理由

(2) 課題への対応

平成25年度事業マネジメントシート（事務事業）

*は事務事業総括表へ反映

担当課

健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課

1 事業概要

細事業名 *	思春期ライフプラン教育啓発パンフレット作成事業費			区分 □	新規
施策	232	子育て支援策の推進			
	23202	母子保健対策の推進			
基本事業	目標項目	前年度現状値	27年度目標値		
	三重県不妊専門相談センターへの相談件数	273 件	220 件		
選択・集中 重点化施策					
根拠 (法令等)	三重県「健やか親子いきいきプランみえ」				
予算額等	年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	予算額 (千円)				
	決算額 (千円)				
事業の目的	中学生向けに家族観の醸成、医学的な妊娠、出産の適齢期や母体への影響、不妊等の知識の普及を進めるため、一定レベルの基準を満たし県内の状況を反映した三重県版の思春期教育指導用パンフレットを作成し、思春期ライフプラン教育で活用する。				
事業目標	思春期ライフプラン教育を実施する市町の増加				
前年度から の変更点					
事業の必要性と期待される効果	現在、中学校において産婦人科医や助産師等の外部講師を活用した妊娠・出産に関する医学的知識等を身につけるライフプラン教育は、一部の学校にとどまっており、思春期のライフプラン教育の導入に向けパンフレットを作成し教材として活用することにより効果的な指導や指導内容の標準化につながる。				

2 取組詳細

取組概要	委託により、思春期教育事業実施の際に、活用できる指導パンフレット作成する。 また、各市町において、現在の学校の判断による手上げ方式での実施でなく、市町の保健分野から全校での思春期ライフプラン教育の普及に向け、中学校の理解を得るための資料として活用する。
取組内容等	

思春期教育事業実施のため指導パンフレット作成 (2, 921千円)

思春期教育事業実施の際に、使用する指導用パンフレットを、委託により作成し、希望校等へ配布し、指導内容の理解や普及に繋げる。

3 中間進捗情報

成果と残された課題*	※事業目的に照らして、どのような成果が得られたかを記載する。下半期に向けて残った課題をあわせて記載する。 ※ 事業目的を達成するために、事業の実施方法に問題がなかったかを整理する。
下半期（翌年度）に向けた改善のポイントと取組方向*	
※残った課題に対して、下半期及び翌年度に向けて見直すべき取組はないかを検討し、今後の取組を整理する。	[下半期] [翌年度]

4 年間実施結果

取組結果	※年間の取組結果（実績）を記載する。
成果と残された課題*	

(1) 成果

※ 事業目的に照らして、どのような成果が得られたかを記載する。

(2) 課題

※ 事業目的を達成するために、次年度に向けて残った課題を記載する。

※ 効率的・効果的に事業目的を達成するために、事業の実施方法に問題がなかったかを整理する。

見直しの視点

事業目的の妥当性 県関与の必要性 手段の有効性 手段の効率性 緊要性
該当なし

総

見直しの方向

廃止(廃止) 廃止(民営化) 廃止(国へ移譲) 廃止(市町へ移譲) 廃止(休止)
見直し・縮小(要改善) 統合化(要改善) 終期設定(要改善) 現行通り 拡充

合

民間活力の活用

人材派遣 委託 PFI等 指定管理者制度 地方独立行政法人 現行通り

判

(1) 見直しの視点・方向、民間活力の活用の判断理由

※ 見直しの視点・方向、民間活力の活用で該当する項目を選択した理由を記載する。

断

(2) 課題への対応

※ 残った課題に対して、次年度に向けて見直すべき取組はないかを検討し、今後の対応を整理する。

合

※ 効率的・効果的な事業実施のために、どのような改善を行う必要があるかを整理する。

【注1】

①各事業を別紙「事務事業の見直しの視点」の5つの視点に基づいてチェックし、それぞれの視点から問題がないかを検証します。問題があると判断した場合は、「見直しの視点」に該当する項目に■を記入してください。(細々事業単位で方向性が異なる場合は複数選択可)

② 上記①の結果を踏まえ、別紙「事務事業見直しの判断基準」のどの観点から事業を見直すかを検証し、「見直しの方向」の該当する項目に■を記入します。(細々事業単位で方向性が異なる場合は複数選択可)

【注2】 詳細は、別紙「三重県民間活力等活用指針(仮称)」を参照し、あてはまるものに■を記入します(重複可)

平成25年度事業マネジメントシート（事務事業）

*は事務事業総括表へ反映

担当課 健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課

1 事業概要

細事業名 ※	母子保健支援者育成事業				新規
施策	232	子育て支援策の推進			
	23202	母子保健対策の推進			
基本事業	目標項目		前年度現状値	27年度目標値	
	三重県不妊専門相談センターへの相談件数		273件	220件	
選択・集中 重点化施策					
根拠 (法令等)					
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	予算額 (千円)				
	決算額 (千円)				
事業の目的	近年、少子高齢化、核家族化、地域のつながりの希薄化等により、地域において妊娠婦やその家族を支える力が弱くなってきており、育児不安を抱えた保護者に対し、子育ての悩みや不安を解消するため、育児支援ヘルパーの養成等人材育成を行う等、身近な地域で支える仕組みづくりに取り組む。				
事業目標	途切れない家族支援に取り組む市町の増加				
前年度から の変更点					
事業の必要性と期待される効果	核家族化、地域のつながりの希薄化等により、妊娠婦の育児不安や育児負担が増大している中、一部の市町では、フィンランドのネウボラを参考に、妊娠期から出産・子育て期までの切れ目ない支援システムの構築が検討されている。こうした取組の核となり、また支援の担い手となり得る人材を育成し活用を促すことで、市町の事業と相まって、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努める。また、実際に沐浴等育児支援や家事支援等について支援を受けることにより、育児負担を軽減し、出産、育児の満足度をあげ、第2子、第3子の出産へつながることが期待される。				

2 取組詳細

取組概要 *	妊産婦や家族の支援ニーズを踏まえた情報提供や、関係機関との調整やケース支援の窓口となる、母子保健コーディネーターを育成する。 また、ヘルパーや生活支援員等を対象に育児支援ヘルパーとして養成し、認証、登録管理を行い、母子保健コーディネーターや利用者に対して情報提供を行うとともに、育児支援ヘルパーの活用方法等説明を行い市町での活用につなげる。
取組内容等	

母子保健支援者育成事業（4, 000千円）

1. 母子保健コーディネーター育成

妊産婦や家族の支援ニーズを踏まえた情報提供や、要支援家庭に対し関係機関と調整し必要な支援に繋ぐと共に、日々の子育ての相談等途切れない支援をコーディネートする保健師、助産師、保育士等を対象に研修会等をとおし地域で活躍できる人材を育成する。

母子保健コーディネーター育成講座

3日間程度の講習会 養成数 30人程度

〈研修内容〉

関係機関との連携方法や支援方法、支援内容の見極め方や関係機関とのネットワークの構築の仕方等

2. 育児支援ヘルパー養成

ヘルパーや介護関係の経験者や生活支援員等、育児支援に取り組もうとする者を対象に養成し受講者を育児支援ヘルパーとして認証し登録管理を行うと共に母子保健コーディネーターと連携し利用者への情報提供を行う。

①育児支援ヘルパー養成講座の開催

5日間程度講座の8割程度受講した者を育児支援ヘルパーとして登録

養成数 70人程度

〈研修内容〉

妊娠中の健康管理、乳幼児の発育発達、育児の基礎知識、沐浴方法、多胎児の家族支援、傾聴等

②認証、登録管理、関係機関連絡調整旅費

③各市町相談窓口への情報提供 等

3 中間進捗情報

成果と達された課題*

※事業目的に照らして、どのような成果が得られたかを記載する。下半期に向けて残った課題をあわせて記載する。

※ 事業目的を達成するために、事業の実施方法に問題がなかったかを整理する。

下半期(翌年度)に向けた改善のポイントと取組方向*

※残った課題に対して、下半期及び翌年度に向けて見直すべき取組はないかを検討し、今後の取組を整理する。

[下半期]

[翌年度]

4 年間実施結果

取組結果

※年間の取組結果（実績）を記載する。

成果と達された課題*

(1) 成果

※ 事業目的に照らして、どのような成果が得られたかを記載する。

(2) 課題

※ 事業目的を達成するために、次年度に向けて残った課題を記載する。

※ 効率的・効果的に事業目的を達成するために、事業の実施方法に問題がなかったかを整理する。

見直しの視点*

- 事業目的の妥当性 県関与の必要性 手段の有効性 手段の効率性 緊要性
該当なし

見直しの方向

- 廃止(廃止) 廃止(民営化) 廃止(国へ移譲) 廃止(市町へ移譲) 廃止(休止)
見直し・縮小(要改善) 統合化(要改善) 終期設定(要改善) 現行通り 拡充

合

民間活力の活用*

- 人材派遣 委託 PFI等 指定管理者制度 地方独立行政法人 現行通り

今後に向けた改善のポイントと取組方向*

判断	<p>(1) 見直しの視点・方向、民間活力の活用の判断理由 ※ 見直しの視点・方向、民間活力の活用で該当する項目を選択した理由を記載する。</p> <p>(2) 課題への対応 ※ 残った課題に対して、次年度に向けて見直すべき取組はないかを検討し、今後の対応を整理する。 ※ 効率的・効果的な事業実施のために、どのような改善を行う必要があるかを整理する。</p>
----	--

【注1】

- ①各事業を別紙「事務事業の見直しの視点」の5つの視点に基づいてチェックし、それぞれの視点から問題がないかを検証します。問題があると判断した場合は、「見直しの視点」に該当する項目に■を記入してください。(細々事業単位で方向性が異なる場合は複数選択可)
- ② 上記①の結果を踏まえ、別紙「事務事業見直しの判断基準」のどの観点から事業を見直すかを検証し、「見直しの方向」の該当する項目に■を記入します。(細々事業単位で方向性が異なる場合は複数選択可)

【注2】詳細は、別紙「三重県民間活力等活用指針（仮称）」を参照し、あてはまるものに■を記入します（重複可）

平成25年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課

1 事業概要

細事業名	妊娠出産前サポート事業			区分 新		
施策	232	子育て支援策の推進				
	23202	母子保健対策の推進				
基本事業	目標項目		前年度現状値	27年度目標値		
	三重県不妊専門相談センターへの相談件数		273件	220件		
選択・集中 重点化施策						
根拠 (法令等)						
予算額等	年度 予算額 決算額	平成23年度 予算額	平成24年度 決算額	平成25年度 予算額	平成26年度 決算額	平成27年度 予算額
事業の目的	医学的な妊娠・出産の適齢期等について若年層に対する周知啓発に取り組むとともに、妊娠・出産にともなう不安を必要な支援につなぐ体制を構築することで、妊娠・出産に関する希望をかなえ、安心して産み育てられるようにする。					
事業目標	人工妊娠中絶の減少					
前年度から の変更点						
事業の必要性と期待される効果	平成24年度三重県の人工妊娠中絶数は2,692件、特に10代では313件と平成23年度の281件より30件増加し、率が7.1と国の7.0を上回っている。 一方特定不妊治療費助成件数は、年々増加し、平成24年度は2,325件であった。 妊娠や出産の医学的な適齢期等を知ることにより、希望する妊娠・出産につながり、また望まない妊娠についても相談することにより、人工妊娠中絶を選択せず、適切な支援やサポートにより出産につながる。					

2 取組詳細

取組概要	成人式等の機会を捉え早期から妊娠、出産に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、望まない妊娠等への相談窓口について周知を強化し、適切な支援やサービスの案内をすることにより安易な人工妊娠中絶を防止する。また、出産前後の妊産婦の支援の強化のため、医療機関を含めた周産期からの関係機関のネットワーク構築事業を行う。
	取組内容等

①将来のパパ・ママに向けた啓発事業 (3,776千円)

成人式等において、妊娠・出産に関する医学的知見を踏まえた知識等の普及啓発のために、リーフレットを配布する。

また、望まない妊娠等に対応できる予期せぬ妊娠「妊娠レスキューダイヤル」相談窓口の周知啓発を行う。

②周産期からの支援ネットワーク構築事業 (224千円)

周産期からの関係機関の連携強化のため、医療機関と市町保健・福祉機関等ネットワークの構築を行うことで妊娠や育児に悩む妊産婦の早期サポート体制づくりに取り組む。

3 中間進捗情報

成果と残された課題	
下半期（翌年度）に向けた改善のポイントと取組方向	
〔下半期〕	
〔翌年度〕	

4 年間実施結果

取組結果	

成果と残された課題

(1) 成果

(2) 課題

見直しの視点

- 事業目的の妥当性 県関与の必要性 手段の有効性 手段の効率性 緊要性
該当なし

総

見直しの方向

- 廃止(廃止) 廃止(民営化) 廃止(国へ移譲) 廃止(市町へ移譲) 廃止(休止)
見直し・縮小(要改善) 統合化(要改善) 終期設定(要改善) 現行通り 拡充

合

民間活力の活用

- 人材派遣 委託 PFI等 指定管理者制度 地方独立行政法人 現行通り

判

今後に向けた改善のポイントと取組方向

(1) 見直しの視点・方向、民間活力の活用の判断理由

断

(2) 課題への対応

平成26年度事業マネジメントシート(事務事業)

担当課 健康福祉部 障がい福祉課

事業概要

細事業名	障がい者就労支援事業				区分 会計	一部新規
施策	142	障がい者の自立と共生				
	14202	障がい者福祉サービスの充実				
基本事業	目標項目		25年度実績値	27年度目標値		
	雇用契約に基づく就労へ移行した障がい者数			95人		
選択・集中 重点化施策	緊6	'共に生きる'社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト				
根拠 (法令等)						
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	予算額		39,238千円	29,448千円		
	決算額	36,782千円	30,454千円			
事業の目的	障がい者が、地域で自立して暮らせるように、就労の場の確保や福祉的就労事業所における工賃引き上げなどを促進します。					
事業目標	<p>障がい者の自立を支援するため、障がい者雇用施策と連携しながら個々の障がい者の就労意欲、能力、適性に応じた一般就労を促進します。</p> <p>生活介護事業所等を退所した障がい者に対し、退所した施設の職員がサポートを行う障がい者就労安心事業、障がい者の地域生活における経済的自立を支援する社会的就労支援事業を行います。また、知的障がい者・精神障がい者を対象に県庁舎における職場実習を行い、行政機関における雇用の可能性を探ります。</p>					
前年度からの変更点	社会的就労支援事業の一つとして、障がいの有無に関わらず、対等な立場でともに働く「社会的事業所」の創業支援に係る補助制度を創設します。					
事業の必要性と期待される効果	<p>障がいのある人が精神的、経済的に自立していくためには、就労の場の確保と適切な支援が必要ですが、一般就労の場やそこでの支援は十分でなく、多くの障がい者が通所している福祉的就労の事業所における工賃も依然として低い現状にあります。</p> <p>就労の場の確保や福祉的就労事業所における工賃引き上げなどを促進することで、障がいのある人が地域の中で自立して暮らし、多様な働き方の展開が進んでいきます。</p>					

取組詳細

取組概要	障がいのある人が地域で生活できるよう、一般就労に向けた支援や事業所等の工賃をアップする取組などを行います。
取組内容等	

1. 障がい者就労安心事業

- ・事業の対象者は、施設退所後2年以内に一般就労した障がい者です。
- ・施設職員による月2回程度の面接・訪問等により、就労の継続に必要な相談支援を行います。

2. 知的障がい者就労支援講座

- ・事業の対象者は、就労を希望する知的障がい者です。
- ・障害者居宅介護従事者基礎研修履修のための基礎研修、個別研修、介護施設等における体験実習を行い、就職のために必要な基本的な知識技能を身につけるための講座を開催します。

3. 社会的就労支援事業

(1) 工賃向上計画支援事業

工賃水準アップにつながる研修会の開催や経営コンサルタント等の派遣など、作業内容、工程の見直しを行うことにより工賃の改善を図ります。

(2) 共同受注窓口事業

複数の事業所で協働して受注、品質管理等を行うことを目的とした共同受注窓口事業を実施します。

(3) 社会的事業所創業支援モデル事業（5,250千円）

障がいのある人もない人も「対等な立場」で「ともに働く」新しい職場形態である社会的事業所の創業支援に係る補助を行います。

<必要性>

三重県における民間企業の障害者雇用率は全国最下位（1.60%）であり、福祉事業所から一般就労への移行は厳しい状況にあります。また、一般就労した場合も、職場に定着できず、短期で退職することが多い状況です。

これらの課題に対して、障害者総合支援法の枠組みや現行の就労支援策だけでは対応に限界があるため、一般就労には至らないが、働く意欲を持つ障がい者が地域で自立して生活するための基盤として、「福祉的就労」でも「一般就労」でもない、新たな就労の場を創設します。

<制度スキーム>

- ・社会的事業所の創業（立ち上げ）に係る事業費補助（最大3年間）
- ・実施主体：社会的事業所の所在する市町
設置運営主体：社会的事業所を運営する社会福祉法人又はNPO法人
(市町を通した間接補助。負担割合：県1/2、市町1/2)

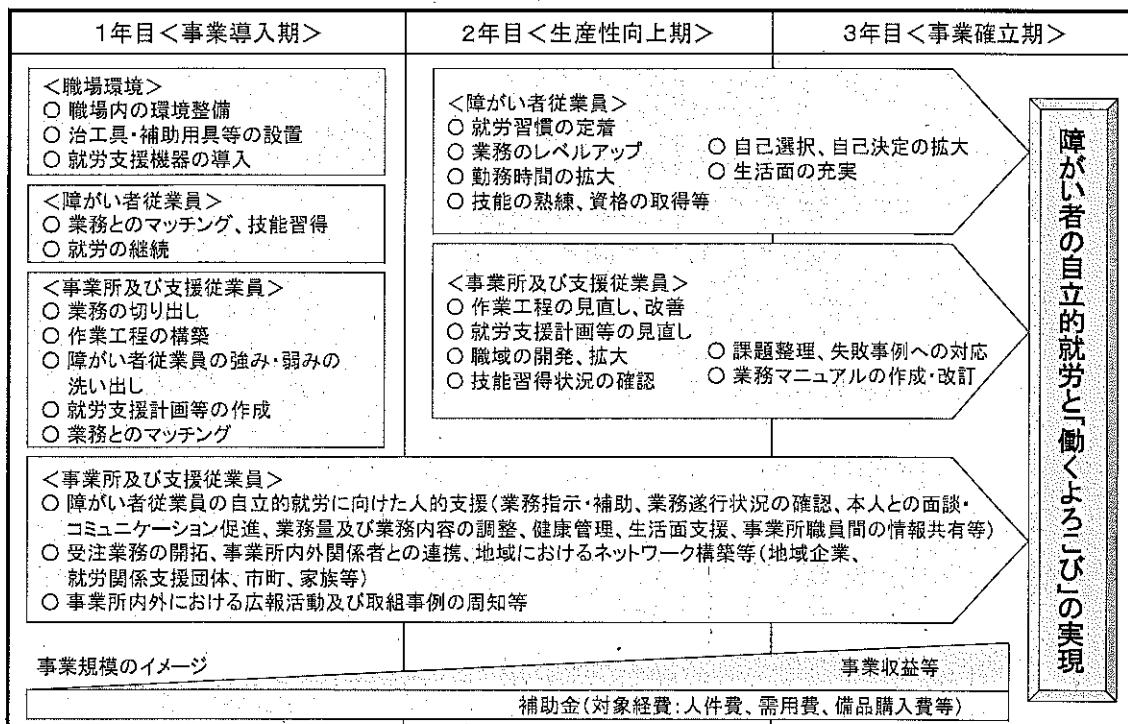
<社会的事業所の主な要件>

- ・障がい者従業員として5人以上20人未満を雇用
- ・障がい者従業員と1週間20時間以上勤務の雇用契約を締結
- ・障がい者従業員は労働保険（労災保険、雇用保険）の適用対象
- ・障がい者従業員が就労を継続し、維持できるよう支援機能を有すること
- ・社会的事業所の運営に関して、障がい者従業員が意見を述べる機会があること
- ・継続性のある事業を実施し、補助終了後も独立で事業継続する計画をもつこと

<補助内容>

- ・基準単価：障がい者従業員一人あたり（月額）50,000円×人数×月数

社会的事業所に係る創業支援イメージ



(参考)他の公的支援施策

障害者雇用関係助成金、障害者雇用納付金制度に基づく助成金、自治体等による障害者優先調達

4.県の機関における知的障がい者・精神障がい者職場実習事業

- ・事業の対象者は、知的障がい者及び精神障がい者で、基本的生活習慣をはじめとする身辺自立が確立し、就労の意欲を有すること等の条件を満たす者です。
- ・県職員の障がい者に対する理解の促進を図るために、県の機関において知的障がい者、精神障がい者の職場実習を行います。

平成25年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部 障がい福祉課

1 事業概要

細事業名 ※	障がい者就労支援事業			区分 継続
施策	142	障がい者の自立と共生		
	14202	障がい者福祉サービスの充実		
基本事業	目標項目		前年度現状値	27年度目標値
	雇用契約に基づく就労へ移行した障がい者数		80人	95人
選択・集中 重点化施策 根拠 (法令等)	緊6	「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト		
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	予算額 (千円)		39,238千円	29,448千円
	決算額 (千円)	36,782千円	30,454千円	
事業の目的	障がい者が、地域で自立して暮らせるように、就労の場の確保や福祉的就労事業所における工賃引き上げなどを促進します。			
事業目標	<p>障がい者の自立を支援するため、障がい者雇用施策と連携しながら個々の障がい者の就労意欲、能力、適性に応じた一般就労を促進します。</p> <p>生活介護事業所等を退所した障がい者に対し、退所した施設の職員がサポートを行う障がい者就労安心事業、障がい者の地域生活における経済的自立を支援する社会的就労支援事業を行います。また、知的障がい者・精神障がい者を対象に県庁舎における職場実習を行い、行政機関における雇用の可能性を探ります。</p>			
前年度から の変更点				

事業の必要性と期待される効果	障がいのある人が精神的、経済的に自立していくためには、就労の場の確保と適切な支援が必要ですが、一般就労の場やそこでの支援は十分でなく、多くの障がい者が通所している福祉的就労の事業所における工賃も依然として低い現状にあります。 就労の場の確保や福祉的就労事業所における工賃引き上げなどを促進することで、障がいのある人が地域の中で自立して暮らし、多様な働き方の展開が進んでいきます。
----------------	--

2 取組詳細

取組概要	障がいのある人が地域で生活できるよう、一般就労に向けた支援や事業所等の工賃をアップする取組などを行います。
取組内容等	

1. 障がい者就労安心事業

【事業の内容】・事業の対象者は、施設退所後 2 年以内に一般就労した障がい者です。

- ・施設職員による週 1 回程度の面接・訪問等により、就労の継続に必要な相談支援を行います。

2. 知的障がい者就労支援講座

【事業の内容】・事業の対象者は、就労を希望する知的障がい者です。

- ・障害者居宅介護従事者基礎研修履修のための基礎研修、個別研修、介護施設等における体験実習を行い、就職のために必要な基本的な知識技能を身につけるための講座を開催します。

3. 社会的就労支援事業

【事業の内容】工賃水準アップにつながる研修会の開催や経営コンサルタント等の派遣など、作業内容、工程の見直しを行うことにより工賃の改善を図ります。

複数の事業所で協働して受注、品質管理等を行うことを目的とした共同受注窓口事業を実施します。

4. 県の機関における知的障がい者・精神障がい者職場実習事業

【事業の内容】・事業の対象者は、知的障がい者及び精神障がい者で、基本的生活習慣をはじめとする身心自立が確立し、就労の意欲を有すること等の条件を満たす者です。

- ・県職員の障がい者に対する理解の促進を図るため、県の機関において知的障がい者、精神障がい者の職場実習を行います。

3 中間進捗情報

成果と課題

- 施設職員の面接・訪問等の支援により、一般就労を継続するのが困難な対象者の就労促進と就労の定着化が図られています。
- 研修修了後、障がい者就業生活・支援センターが、就職できるように個別に支援を行っています。
- 工賃向上支援事業及び共同受注窓口事業の受託法人と隨時、連絡会議を行い、進捗状況を確認しながら、工賃アップや受注拡大に向けた取組を実施しています。引き続き、福祉事業所の受注体制の強化及び受発注のマッチング促進に取り組む必要があります。
- 9月から3名知的障がい者、10月から1名精神障がい者が県での職場実習を行います。

下半期(翌年度)に向けた改善のポイントと取組方向*

[下半期]

- 下半期においても、対象者に上半期同様のサポートを行うことで、就労の継続化を行います。
- 一人でも多くの雇用の実現を図るため、研修の委託先と障がい者就業生活・支援センターとの円滑な連携していく必要があります。
- 共同受注窓口と経営コンサルタントが連携して障がい者の工賃向上に向けた取組を進めるとともに、支援先の事業所のコンサルティングに対する評価についても隨時確認しながら、より事業所のニーズに沿った支援を行います。
- 実習終了後、県職員の障がい者に対する理解の促進を図るため、関係所属で職場実習の状況や問題点、今後の課題について情報共有及び実習の振り返りを行います。

[翌年度]

就労が継続困難な障がい者に対して、事業者などがサポートすることにより、少しでも就労が継続できるよう引き続き支援を行うサポート体制が必要です。また、福祉事業所における工賃は依然として低い状況にあり、事業実施を通して、関係機関の協働体制の向上や事業所自身の自主的な取組を促進していくことも重要です。

4 年間実施結果

取組結果

成果と課題

(1) 成果

(2) 課題

検査 会 議 判 断	見直しの視点*	<input type="checkbox"/> 事業目的の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 県関与の必要性 <input type="checkbox"/> 手段の有効性 <input type="checkbox"/> 手段の効率性 <input type="checkbox"/> 緊要性 <input type="checkbox"/> 該当なし
	見直しの方向	<input type="checkbox"/> 廃止(廃止) <input type="checkbox"/> 廃止(民営化) <input type="checkbox"/> 廃止(国へ移譲) <input type="checkbox"/> 廃止(市町へ移譲) <input type="checkbox"/> 廃止(休止) <input type="checkbox"/> 見直し・縮小(要改善) <input type="checkbox"/> 統合化(要改善) <input type="checkbox"/> 終期設定(要改善) <input type="checkbox"/> 現行通り <input checked="" type="checkbox"/> 拡充
	民間活力の活用*	<input type="checkbox"/> 人材派遣 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> PFI等 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input checked="" type="checkbox"/> 現行通り
	今後に向ける改善のポイントと取組方向*	(1) 見直しの視点・方向、民間活力の活用の判断理由 現状では障がい者の一般就労の場は限られており、福祉的就労と一般就労の中間に位置する新たな社会的就労の場づくりを進める必要がある。
	(2) 課題への対応	障がいの有無に関わらず、対等な立場でともに働く「社会的事業所」の創業支援に係る補助制度を創設する。

【注1】

- ①各事業を別紙「事務事業の見直しの視点」の5つの視点に基づいてチェックし、それぞれの視点から問題がないかを検証します。問題があると判断した場合は、「見直しの視点」に該当する項目に■を記入してください。(細々事業単位で方向性が異なる場合は複数選択可)
- ② 上記①の結果を踏まえ、別紙「事務事業見直しの判断基準」のどの観点から事業を見直すかを検証し、「見直しの方向」の該当する項目に■を記入します。(細々事業単位で方向性が異なる場合は複数選択可)

【注2】詳細は、別紙「三重県民間活力等活用指針（仮称）」を参照し、あてはまるものに■を記入します（重複可）